

第10章 総合的なバリアフリー化の推進

1. 心のバリアフリーの実践

(1) 心のバリアフリー

バリアフリー化された施設や設備があっても、利用者にとって十分なバリアフリー化とはいえないものであったり、適切な状態が保たれていなかったりすれば、高齢者や障がい者等には利用できない場合があります。

バリアフリー新法により定められている主務大臣の定める基本方針では、心のバリアフリーは国民の責務と明記され、その重要性が示されました。市内におけるバリアフリー化を進めると同時に、市民は心のバリアフリーについて理解を深め、実践するように心がける必要があります。

【移動等円滑化の促進に関する基本方針（国民の責務 心のバリアフリー）】

高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を実現するためには、施設及び車両等の整備のみならず、国民一人一人の理解と協力が不可欠である。

したがって、国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、視覚障害者用誘導用ブロックへの駐輪、身体障害者用駐車スペースへの駐車等による高齢者、障害者等の施設の利用等を妨げないことのみならず、必要に応じ高齢者、障害者等の移動及び施設の利用を手助けすること等の支援により、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を確保することに積極的に協力することが重要である。

(2) 心のバリアフリーに向けた具体的な取り組み方策

本基本構想の策定に係るアンケートやヒアリング等において、心のバリアフリーに関する意見が多数寄せられました。今後はこれらの意見をふまえ、心のバリアフリーの実践に向けた具体的な取り組みを行う必要があります。

【アンケート、ヒアリング等における心のバリアフリーに関する意見】

郵便局や金融機関の出入口の前に自転車がおり、出られなかったことがあった。

点字ブロック上の駐輪が多い。点字ブロックの意味がわかっていない人が多い。

視覚障がい者にとって路上駐車は予測ができず危険である。

民家の木の枝が伸びており、顔を怪我したことがある。

信号に誘導鈴を設置するのは、近隣の家には迷惑がかかるので、設置するのに各家にお願いに行ったことがあった。

自転車がスピードを出して近づいてくると怖くて、その場で動けなくなります。

電車やバスなど目が見えなければ席があいているかどうか、わからない。もし空いていたとしてもわからずに立っているしかない。声を掛けてもらえればわかるのだが。

これらの高齢者や障がい者等の意見をふまえ、心のバリアフリーを実現するために以下の施策を実施していきます。

『バリアフリーへの関心を高める施策』

より多くの人にバリアフリーへの取り組みについて知ってもらうことにより、助け合える機会が高まります。

市広報紙やホームページを用いた、バリアフリー基本構想の取り組みや心のバリアフリーについての広報活動の実施
市内での多目的トイレの設置された位置や車いすでは通行できない場所を示すなどしたバリアフリーマップの作成
バリアフリーに配慮して整備された設備を示すバリアフリーシンボルマークの創設
交通マナーや放置自転車・駐車、看板のはみ出し規制や道路等へはみ出した民地植木の刈り込み・植木鉢移動等の啓発
バリアフリーに関するシンポジウムや講演会の開催

『高齢者、障がい者等への理解を深める機会の創出』

高齢者や障がい者等にとって、どのようなことが困ることなのか、どのようにすれば支援することができるのかをよく知ることが重要です。そのためには、高齢者や障がい者等と健常者との交流機会や学習機会を増やすことが求められます。

学校教育や地域交流の機会を活用した相互理解の深化
点字や手話、介助方法についての講習会の開催
車いす使用者や視覚障がい者等の疑似体験が可能な教室等の開催

2. バリアフリー化のさらなる推進

(1) 重点整備地区内及び地区外のさらなるバリアフリー化

重点整備地区内では、生活関連施設と生活関連経路について一体的なバリアフリー化を図っていきます。しかし、重点整備地区内及びその周辺部、その他施設の集積する地区には、アンケートやヒアリングの結果から相当数の利用が推測される施設もあることや、今回選定していない移動経路も考えられることから、生活関連施設と同等の施設や道路等について、施設設置管理者へバリアフリー化の働きかけを行っていきます。

(2) 市全域におけるバリアフリー化

バリアフリー新法の対象は、建築物、公園、路外駐車場、道路と多岐にわたります。そのため、市域全域について、それぞれの施設について随時バリアフリー化を図っていく必要があります。

建築物については、第4次八幡市総合計画の地域福祉における重点取組施策として、「施設・設備のバリアフリー化の推進」を挙げており、公共施設・設備のバリアフリー化を推進するとともに、民間への指導・要請を行うこととしています。

市域内における政令で定められる用途や規模以上の建築物は、新築もしくは建替時には建築物移動等円滑化基準に適合した建築物となるようバリアフリー新法において義務が課せられています。しかし、既存の建築物については、建築物移動等円滑化基準にすべて適合した整備を行うことは困難であることから努力義務とされています。

そのため、本市の施設においても、大規模な改修を要するバリアフリー化は施設等の更新時期に合わせて建築物移動等円滑化基準及び京都府福祉のまちづくり条例に適合した施設・設備の整備を図ることとし、小規模な段差の解消やわかりやすいサインの設置等、比較的容易に行えるバリアフリー化については、積極的に実施していきます。また、民間建築物についても、比較的容易に行えるバリアフリー化について紹介などを行い、積極的に取り組んでもらえるよう働きかけていきます。

都市公園については、第4次八幡市総合計画の公園・緑地・河川における重点取組施策として、「公園の整備」を挙げており、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進を図ることとしています。

このため、市域内の都市公園において、段差の解消や平坦な園路の確保、手すりの設置等といったバリアフリー化に努めるとともに、公衆トイレや駐車場が設置されている場合には、多

目的トイレへの改修や車いす使用者用駐車施設の設置を検討します。さらに、新たに遊具を設置する場合には、ユニバーサルデザインを考慮した遊具についても検討します。

道路については、第4次八幡市総合計画において「道路のバリアフリー化等の推進」を挙げており、歩道の設置や段差の緩和などバリアフリー化等を推進することとしています。

市域内には、今回の重点整備地区以外の地域においても、高齢者や障がい者等が日常生活、社会生活で利用する施設が集積している地区もあることから、そのような地域の生活の中心となりうるエリアについては、適切な事業実施の機会を捉えバリアフリー基本構想に準じた整備を行っていくこととします。また、その他のエリアについても、歩行者等の利用がある道路については、日常の維持修繕の中において、バリアフリー化を念頭に改修等を行っていきます。

市域内のバス停では、道路の構造上、バス車両が正着しにくいバス停もあることから、道路管理者とバス事業者とが意見調整を図りながらバス停形状等の整備を検討していきます。

(3) 観光の活性化に向けたバリアフリー化

本市には、木津川・宇治川・桂川の三川合流部や石清水八幡宮、松花堂庭園、流れ橋等の自然・歴史文化資源が多く存在しており、石清水八幡宮の麓には東高野街道が南北に縦貫し沿道には旧家が多くあるなど、まち全体に歴史的な趣向が残されています。しかし、自然的な地形や歴史的建造物には高齢者や障がい者等にとってのバリアが多く、また、保全的な観点から整備に制約も生じることから、物理面のみによりあらゆる人が利用できるバリアフリー化を実現することは困難と考えられます。今後、観光に関連する計画と連携を図りながら、手すりの設置や段差の解消等の可能なバリアフリー化と介助による支援等のソフト施策も併せたバリアフリー化について検討を進めます。

(4) 景観への配慮

行政が実施するバリアフリー化のうち、景観面で配慮が必要な箇所については、バリアフリー面での機能を低下させることなく色彩や舗装材が景観面に配慮されたものとなるよう可能な限り努めます。

(5) バリアフリー化に関する情報提供

バリアフリー化が実施された後、十分な周知を行わなければ、施設の利用は促進されません。そのため、本市が施設設置管理者である施設については、ホームページやパンフレットなどを通じて、多目的トイレやエレベーター等の設備を有することがわかるような掲載に努めるなど情報提供を行い、鉄道駅や民間建築物等については、施設設置管理者に対しバリアフリー化に関する情報提供が行われるよう働きかけていきます。

また、京都府福祉のまちづくり推進協議会では、京都府下の美術館や博物館、図書館、宿泊

施設など様々な施設についてバリアフリー情報を提供するホームページ「さあ、でかけよう！」（ホームページアドレス：<http://www.f-machi.jp/hitoni-y/dekakeyo/index.html>）が開設されていることから、本市では、本市の施設のうち広く利用が見込まれるバリアフリーに配慮された施設に関して、情報を提供していきます。

（６）その他の推進施策

〔災害時等の緊急時における対応策〕

建築物移動等円滑化基準では、災害等の緊急時をも想定したものとはなっておらず、緊急時には高齢者や障がい者等の災害時要援護者の避難が遅れることが予想されます。そのため、各施設設置管理者が緊急時における災害時要援護者の避難方法について計画やマニュアルを作成し、備えるよう求めています。また、本市においては、地域防災計画に則して、災害時要援護者の安全確保について検討を行い、計画を作成していきます。

〔工事中におけるバリアフリーの確保〕

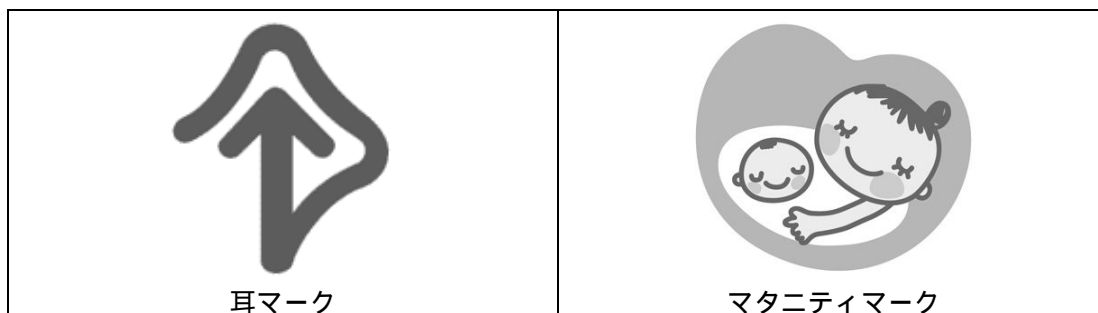
バリアフリー化や日常の修繕等の工事中においては、バリアフリー化された施設や設備等が一時的に使用できなくなるため、事業者には、代替スロープ板の設置等の対応策や人的な支援について協力を要請します。

〔移送サポートとの連携〕

本市では、車いす・ストレッチャー（移送用簡易ベッド）を使用しなければ外出できない人等を対象にリフトカーによる送迎サービスを行っています。また、八幡市社会福祉協議会では、在宅福祉サービス事業として「くらしのサポート愛（まな）ちゃん」を実施しており、通院・通所の介助や障がい者の社会参加のための送迎を行う移送サポートサービスを行っています。バリアフリー化の困難な場所への移動については、本サービスの活用が有効であることから、情報提供を行うなど八幡市社会福祉協議会やNPO及びボランティア団体等と連携を図り、利用の促進に努めます。

〔耳マーク、マタニティマークの利用の奨励〕

耳マークは、聴覚障がい者に筆談による対応が可能なことを示すシンボルマークとして受付等に設置されています。また、聴覚障がい者は外見から判断ができてにくいことから、自らが携帯し周囲の人に耳が不自由であることを伝えるものです。また、マタニティマークは、自らが携帯し妊娠初期に妊産婦であることを周囲に伝えるもので、本市においてはキーホルダーを配布しています。今後は、これらのシンボルマークの周知を促進し、利用を奨励していきます。



[放置自転車の撤去の継続的な実施]

放置自転車は高齢者、障がい者等のみならず、一般の歩行者等にとっても大きな支障となることから、本市では、八幡市自転車等放置防止条例（昭和 61 年 4 月 1 日条例第 4 号）を定め、八幡市駅周辺及び橋本駅周辺の一定区域において、移動または撤去等の取り締まりを行ってきました。今後も、随時見回りを実施し、区域内の放置自転車については、移動及び撤去等を継続的に実施していきます。

3. 今後の推進方策（関係主体の役割分担と基本構想の進捗管理）

（1）市民及び行政、施設設置管理者等との連携による推進

バリアフリー化の実現には、市民及び行政、施設設置管理者等が連携を図りながらバリアフリー化を進めていくことが重要であり、整備にあたっては、利用者の意見聴取や事業実施後の点検・評価及びその後の事業への反映等の仕組みを確立することが求められます。

このため、基本構想の推進にあたっては、各々が下記の役割をふまえ、相互に協力してバリアフリー化に努めるものとします。

市民	行政	施設設置管理者等
<ul style="list-style-type: none">・心のバリアフリーの実践・継続した取り組みへの積極的な参加・協力	<ul style="list-style-type: none">・継続した取り組みの実現・市民意向の反映・バリアフリー化の実施・バリアフリー施設の維持管理	<ul style="list-style-type: none">・バリアフリー化の実施・社員、職員へのバリアフリー教育の実施・バリアフリー施設の維持管理

（2）基本構想の柔軟な運営

本基本構想では、整備計画を中長期的な視点も含め作成しており、将来的には社会状況や周辺状況の変化等により、見直しが必要となることも考えられます。また、バリアフリーを取り巻く政策や研究も進行していることから、必要に応じて、本基本構想の見直しを行います。

（3）継続した取り組み（スパイラルアップ）に向けた推進体制

第4次八幡市総合計画では、市民協働における重点取組施策として「政策形成過程での市民参画の推進」や「政策実行段階での市民協働の推進」を挙げており、今後のバリアフリー化の推進においても、市民意向を反映できる体制が必要です。また、バリアフリー化においては、施設設置管理者等の事業者も大きく関与することから、「市民」、「行政」、「施設設置管理者等」が協働でバリアフリー化を推進できる組織体制の形成が求められます。

そのため、本市では、おもに障がい者に対しバリアフリー基本構想における計画の達成内容の紹介や進捗状況の報告、意見交換等を行う場として「八幡市福祉のまちづくり推進協議会」を活用し、市民等利用者からの意見集約等を行いながら、「計画・実施・評価・改善」の継続した取り組み（スパイラルアップ）を実践していきます。

(4) 総合的なバリアフリー化を重点的に推進する期間

基本構想では、整備内容や取り組み内容についてすべて短期に実現することは困難であることや継続的に実施していく内容などがあることから、中長期的な内容についても記載しています。しかし、本章の総合的なバリアフリー化の推進に関する内容は、比較的短期に取り組める施策もあることから、平成22年度からの3年間を重点的に推進する期間とし、早期の効果実現に向け、取り組みます。

<バリアフリーへの関心の向上や心のバリアフリーの実践に関する取り組み>

取組内容
バリアフリー基本構想の取り組みや心のバリアフリーについての広報活動の実施
バリアフリーマップの作成
バリアフリーシンボルマークの創設
交通マナーや不法駐輪・駐車、看板のはみ出し規制や道路等へはみ出した民地植木の刈り込み・植木鉢移動等の啓発
バリアフリーに関するシンポジウムや講演会の開催
学校教育や地域交流の機会を活用した相互理解の深化
点字や手話、介助方法についての講習会の開催
車いす使用者や視覚障がい者等の疑似体験が可能な教室等の開催

<バリアフリー化のさらなる推進に関する取り組み>

取組内容
観光施設に関するハード面とソフト面でのバリアフリーの検討
バリアフリー化に関する情報提供
災害時等の緊急時における高齢者、障がい者等への援護策に関する計画の検討
工事中におけるバリアフリーの確保
移送サポートサービスに関する情報提供
耳マーク、マタニティマークの利用の奨励

<今後の推進方策に関する取り組み>

取組内容
バリアフリー基本構想における計画の達成内容の紹介や進捗状況の報告、意見交換等を継続して行うことによるスパイラルアップ